

川崎市児童相談所実習生等の受入れに関する要綱

〔 26 川市こセ第 1 1 1 3 号 〕
〔 平成 26 年 9 月 3 日本部長決裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市南部児童相談所、中部児童相談所及び北部児童相談所(以下「児童相談所」という。)が実施する、社会福祉士、保育士、公認心理師及び保健師等の教育機関及び養成所等の学生等(以下「実習生等」という。)の実習について必要な事項を定めるものとする。

(実習目的)

第 2 条 実習生等の児童相談所における実習は、前条に規定する受入れを行う各職種の根拠法令に定める目的の達成及び実習生等の技能向上のために、児童相談所で実施する事業等の実習を通じて社会福祉に係る業務等のあり方への理解を深めることを目的として行うものとする。

(実習の対象者)

第 3 条 児童相談所における実習を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる教育機関及び養成施設等(以下「教育機関等」という。)に在籍し、必要な科目又は学科を履修(予定を含む。)する学生等とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学、大学院又は短期大学
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 2 号に規定する学校又は同条第 3 号に規定する養成施設
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する学校その他の施設
- (4) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 21 条第 2 号若しくは第 22 条第 1 号に規定する学校又

は第 19 条第 2 号、第 20 条第 2 号、第 21 条第 3 号若しくは第 22 条第 2 号に規定する養成所

(5) その他こども未来局長が必要と認める学校又は施設
(実習場所)

第 4 条 実習場所は、児童相談所とする。また、必要に応じて、社会福祉施設等における見学実習及び訪問指導実習等を実施するものとする。

(実習期間及び実習時間)

第 5 条 実習の期間は、教育機関等と協議の上、実習生の受入日を定め、その受入日から教育機関等の定める児童相談所における臨地実習の日数とする。

2 実習生等が実習を受ける時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日を除く。)の職員の勤務時間内で調整するものとする。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

(実習実施責任者)

第 6 条 実習実施責任者は、実習先の各児童相談所長をもって充て、実習の中止等を判断し実習を管理する統括的な役割を負う。

(実習の申請)

第 7 条 教育機関等の長は、児童相談所における実習を依頼する場合、こども未来局長宛てに、川崎市児童相談所実習実施申請書(第 1 号様式)をもって、別途こども未来局長が指定する期日までに申請を行うものとする。

(実習生の健康管理)

第 8 条 教育機関等の長は、実習開始以前に実習生等の健康状態を把握し、実習に支障のない健康状態の者を参加させるものとする。

2 教育機関等の長は、実習開始以前に、一時保護所での実習を受ける実習生等の腸内細菌検査(基本三種：赤痢菌、0-157、サルモネラ)を確認するも

のとする。

- 3 教育機関等の長は、実習開始以前に、胸部エックス線写真等から、一時保護所での実習を受ける実習生等の結核の有無について確認するものとする。

(実習受入れの決定)

第9条 こども未来局長は、第7条第1項に基づく申請を受けたとき、次の各号に定める事項を審査し、川崎市児童相談所実習受入れ決定通知書(第2号様式)により実習受入れの可否を教育機関等の長宛てに通知する。

(1) 実習の目的、内容等が児童相談所で実施することが適当であると認められること。

(2) 実習を受け入れることにより、児童相談所における日々の業務に支障が生じないこと。

(協定の締結)

第10条 市長は、実習の受入れを決定したときは、教育機関等の長と実習の受入れに関する必要事項を定めた協定を締結する。

(実習実施の申出)

第11条 教育機関等の長は、第9条に基づく受入れの決定通知を受理した場合、原則として実習開始日の概ね1か月前までにこども未来局長宛てに申出書(第3号様式)を提出するものとする。

(実習生名簿の提出)

第12条 教育機関等の長は、第9条に基づく受入れの決定通知を受理した場合、原則としてオリエンテーションの開催2週間前までにこども未来局長宛てに実習生名簿を提出するものとする。

- 2 実習生名簿の記載内容は、実習生氏名(フリガナ)、受入期間、実習受入れ先、実習時の学年、実習受入れ先別受入人数を記載するものとする。

(オリエンテーションの開催)

第 13 条 教育機関等の長は、実習開始以前に児童相談所において開催するオリエンテーションに実習生等を参加させなければならない。

(実習生の義務)

第 14 条 実習生等は、実習期間及び実習時間中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 児童相談所長等及び実習指導者の指導又は指示に従うこと。

(2) 専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。

(3) 所定の名札を着用すること。

2 実習生等は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生等は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏らしてはならない。

(実習費)

第 15 条 市長は、実習生等の受入れに対し教育機関等の長から実習費を徴収する。

2 実習費の単価は、別表のとおりとする。

3 市長は、教育機関等の長と川崎市児童相談所実習に関する協定書を締結することにより、実習費の徴収について約するものとする。

4 実習費の総額は、前項に定める単価に実習生等を児童相談所に派遣した延べ人数を乗じた額とするものとする。

5 前項の実習費の総額は、児童相談所において、日々の実習生等の出席状況を確認した出席簿等により、算定するものとする。

(実習費の請求及び支払い)

第 16 条 市長は、前条第 5 項の算定に基づき、当該実習が実施された年度内に納付期日を定め、川崎市金銭会計規則(昭和 39 年川崎市規則第 31 号)第 44 条から第 61 条の 3 まで規定する徴収の手續に則り、教育機関等の

長に対し実習費を請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合、教育機関等の長は定められた納付期限までに遅滞なく実習費を支払わなければならない。

(実習費の例外)

第 17 条 児童相談所にて実施する実習について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第 15 条第 1 項に定める実習費の支払の対象としない。

- (1) 市の事情により実習を実施しなかったとき
- (2) 教育機関等及び実習生等の事情により実習を実施しなかったとき
- (3) その他実習を実施した場合であって実習費の徴収を行うことが適切ではない特別な事由が発生したとき

- 2 実習費は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、教育機関等から派遣された実習生等が実習に参加した事実をもって、支払発生事由が生じたものとみなすものとする。

(費用弁償)

第 18 条 市は、報酬・賃金・居住地から実習場所までの交通費、食費、その他実習にかかるいかなる経済的な負担も実習生等及び教育機関等に対して負わない。

(誓約書の提出)

第 19 条 実習生等は、本要綱に定めのある事項を遵守することを誓約するために誓約書(第 4 号様式)を提出しなければならない。

- 2 誓約書は、原則として実習開始の 1 週間前までに、各教育機関等が、所属する実習生分を取りまとめてこども未来局長宛てに提出するものとする。
- 3 実習開始の 1 週間前までに提出できない場合には、オリエンテーションの開催時に、各教育機関等の実習生のうち、代表者が同じ教育機関等に所属する実習生分を取りまとめてこども未来局長宛てに提出するものとする。

(実習中の災害等)

第20条 実習生等の実習期間中の災害又は自宅等から実習先に至るまでの災害は、教育機関等の長の責任において処理するものとする。

(事故責任及び損害賠償)

第21条 実習生等が故意又は過失により市又は第三者に対して損害を与えた場合、教育機関等の長と実習生等は連帯して責任を負うものとする。ただし、当該損害の発生に関し、市に重大かつ明白な過失がある場合はこの限りではない。

(保険の加入義務)

第22条 第20条及び前条の事態に備え、実習生等及び教育機関等は、傷害保険及び損害保険に加入しなければならない。

(実習の中止)

第23条 実習実施責任者は、教育機関等の長による第8条第2項及び第3項に掲げる確認がされていないことが明らかとなった場合又は実習生等が第14条の規定に違反し若しくは実習生として相応しくない行為があったと認める場合、こども未来局長に実習の中止を申し出ることができる。この場合、こども未来局長は教育機関等にその旨を通知するものとする。

(実習に関する協力同意)

第24条 実習生等が、訪問指導等の事業を単独又は職員に同行して行う際には、こども未来局長等は、対象者及びその家族等に対して十分な説明を行い、口頭若しくは書面等で予め協力同意を得るように努めるものとする。

2 こども未来局長等は、前項にかかわらず、実習の実施に関して、広く市民の協力を求める措置を講ずるものとする。

(受入れ事務)

第25条 実習の受入れ事務に関しては、こども未来局児童家庭支援・虐待対

策室が処理する。

(その他)

第26条 この要綱に定めるものの他、児童相談所における実習に関して必要な事項は別途こども未来局長と教育機関等の長が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に行われた手続その他の行為で現に効力を有するものについては、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。
- 3 この要綱による改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表(第 1 5 条関係)

内 訳	単 価
実 習 生 1 人 1 日	1 , 0 0 0 円

第1号様式

第 号
年 月 日

川崎市こども未来局長 宛て

(教育機関等の名称)
(代表者名)〇〇 〇〇

川崎市児童相談所実習実施申請書

年度川崎市児童相談所実習について、次のとおり申請します。

- 1 実習生人数
- 2 在学学部、学科及び年次等
- 3 実習期間
年 月 日 ～ 年 月 日
(実習日数 〇日)
- 4 実習場所及び実習科目
- 5 実習目的

(担当者)

所 属
氏 名
電 話
メー ル

第2号様式

第 号
年 月 日

(教育機関等の名称)

(代表者名)○○ ○○ 様

川崎市こども未来局長

川崎市児童相談所実習受入れ決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度川崎市児童相談所実習について、次のとおり受入れを決定しましたので、通知します。なお、実習生の実習にあたっては、川崎市児童相談所実習生等の受入れに関する要綱を遵守し、実習に主体的に取り組むようご指導ください。

- 1 受入れ先施設名称
- 2 実習期間
- 3 実習受入れ人数

(担当者)

所 属
氏 名
電 話
メー ル

川崎市こども未来局長 宛て

(教育機関等の名称)
(代表者名)〇〇 〇〇

川崎市児童相談所実習実施申出書

年度川崎市児童相談所実習について、次のとおり申し出ます。

- 1 実習生人数
- 2 在学学部、学科及び年次等
- 3 実習期間
年 月 日 ～ 年 月 日
(実習日数 〇日)
- 4 実習場所及び実習科目
- 5 実習目的
- 6 その他

(担当者)

所 属
氏 名
電 話
メー ル

誓約書

年 月 日

川崎市こども未来局長 宛て

教育機関等の名称

氏名（自署）

私は、川崎市において、「川崎市児童相談所実習生等の受入れに関する要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、川崎市こども未来局長等市職員の指導又は指示に従い、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 私は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- 3 私は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏らしません。
- 4 私は、故意又は過失により、川崎市又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において賠償します。